

論文

公的オmbudsman制度と監査委員制度が評価法務にもたらす意義 —川崎市を事例として—

The Significance for Legal Work to Reform Policy Strategy thorough Public
Ombudsman and Local Auditor Administration:
A Case Study of Public Ombudsman and Local Auditor Decision in City of Kawasaki

キーワード：『公的オmbudsman制度』『監査委員制度』『評価法務』『行政改善機能』
『行政監視・統制機能』

濱崎 晃
HAMAZAKI, Akira
(川崎市市民オmbudsman専門調査員)

1. はじめに—課題の導出と本稿の基本的視座

1.1 政策法務論における公的オmbudsmanと監査委員

地方分権を推進していく上で、地方自治体の効率的かつ効果的な運営を通じて適正な行政を展開したり、また公共政策の実施により行政と市民¹⁾の間の様々な齟齬等が苦情として表面化する場合にはそれを解消し、市民感覚との乖離のない公共政策への見直しにつなげたりすることが求められるのは言うまでもない。そこで、地方自治体においては公的オmbudsman(ombudsman)制度²⁾や監査委員制度といった、地方自治体の行政活動や公共政策に係る民主性、公平性、効率性を確保するために行政を統制する制度が設置される。同時にこのような地方自治体の行政統制制度は、地方自治体の公共政策の形成を推進する指針としての政策法務にとっても有意義な制度といえる。

本稿では行政苦情について「行政活動により生じる住民の不利益に係る不平・不満」と定義し、公的オmbudsman及び監査委員による行政統制について「公的オmbudsmanが実施した行政苦情についての調査及び処理の結果、並びに監査委員が実施した監査の結果に基づき、公的オmbudsman及び監査委員が行政機関に対して、行政活動や公共政策に係る民主制、公平性、効率性の向上の観点から不備のある箇所について改めて良くなるように指導・監督したり、行政苦情の調査結果に係る勧告及び意見表明、並びに監査結果及びその措置状況の公表を行うことを通じて、地方自治体の財務事務の執行や事業の管理・運営を確保しつつ権力乱用を防止するとともに、行政苦情を救済すること」と定義する。また、公共政策については足立幸男ほか(2003)に基づき「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において、ある特定の問題や問題群に対処するため企画及び立案をする行政上の一連の行為についての行動指針としての法令、

条例、計画、規則及び要綱等を含むもの」³⁾と定義する。

地方分権推進にとって政策法務は、行政学にとどまらず、隣接する関連領域において関心を呼び、種々諸々の議論が展開され知見が蓄積されつつある。行政統制論における公的オントスマン及び監査委員をめぐる議論については次節で俯瞰することとするが、政策法務論における公的オントスマン及び監査委員の議論を見ると、先ず政策法務は政策サイクルに準じる形で、国の法令等を解釈したり、条例、規則、計画及び要綱等を形成したりする立法法務、その条例、規則、計画及び要綱、並びに地方自治体の事務を定める法令執行に係る法務としての執行法務、国や地方自治体による行政の執行の結果、行政苦情が発生し、それが公的オントスマンによる苦情調査・処理や住民監査請求制度に基づく監査等の監査委員による監査の対象となったり、また公的オントスマンや監査委員の業務の対象にとどまらず、訴訟に発展したりする場合には応訴に係る法務でありかつ司法手続全般に求められる法務としての訴訟法務、地方自治体が住民等との訴訟の結果をはじめ、住民からの苦情の調査・処理、並びに監査等を受けて、判決、苦情調査・処理、監査の結果等を踏まえた上での条例、規則、計画、要綱及び要領等の内容と執行に対する見直しの評価法務、にそれぞれ分類される。

次に、これらの4法務の中での公的オントスマン及び監査委員の占める位置について先行研究を参照すると、公的オントスマンについては訴訟法務及び評価法務の議論の中で取り扱われている⁴⁾場合がある。拙稿(2013a)でも公的オントスマン制度が執行法務及び訴訟法務にもたらす意義を考察しているが、それはあくまで4法務で構成される政策法務のうち2法務を取り扱うにとどまるものであり、限定的なものといえる。従って、拙稿(2013a)は、今後の研究課題として立法法務及び評価法務と、公的オントスマン制度との関係性について検討することを掲げており、議論の余地が残されている。

政策法務論における議論の中でも、例えば田中(2011)は、理論上、監査委員監査や公的オントスマンといった内部統制の仕組みが特に執行法務の適正化に重要な役割を果たすことを認識している。しかしながら、田中(2011)は、監査委員及び公的オントスマンが取り扱った事例を取り上げ、比較しながら、監査委員及び公的オントスマンが執行法務の適正化につながっているということを検討することについては課題として指摘するにとどまっている⁵⁾。また、監査委員に特化した議論については管見の限り見られず、定説が存在するわけではない。従って、拙稿(2013a)での今後の研究課題を継続して取り扱うという意味で、かつ田中(2011)の掲げる検討課題を引き継いで検討するという意味において、政策法務論の観点から公的オントスマン及び監査委員の意義を考察することは必要である。

そこで先ず議論の前提として、政策法務の4類型における公的オントスマン及び監

査委員の立位置を、次のとおり、その機能及び役割の側面から明らかにしておく。先ず公的オントスマンの立位置について、磯崎(2012)では公的オントスマン制度は住民等の苦情や相談に適切に対応する仕組みを整備することの重要性を認めた上で、窓口法務ないしは苦情対応法務⁶⁾に位置するとの評価が与えられている。他方、兼子(2008)による正式訴訟ではなく住民の行政苦情を契機として自治行政を法制的に改善するという指摘⁷⁾に鑑みると、法制改善的効用を有するとされる公的オントスマンの苦情調査・処理方法(改善・是正要請、勧告及び意見表明)を当てはめて評価法務における判決結果等の中に公的オントスマンの苦情調査結果を含めると解釈すれば、正式訴訟ではなく住民の行政苦情を契機として行政の効率性や民主性の向上の観点から不備のある箇所を改良することを求める上で評価法務に準じる位置付けとなる。従って磯崎の窓口法務ないしは苦情対応法務についても、本稿で示した政策法務を構成する4法務の中で、評価法務の範疇に含まれるものと考えられる。次に監査委員の立位置について、監査委員による監査結果の行政への反映性の実現については地方自治法第199条で法律上担保されているが、行政監査や定期監査により行財政面での適正な管理・運用を確保して住民全体の権利利益の擁護・救済を図るという制度の趣旨からすれば概念上、評価法務の範疇に位置するといえる。以上をまとめると、公的オントスマン及び監査委員は、その機能及び役割の観点から、ともに評価法務に準じる位置付けであるといえる。

他方、国や地方自治体による行政の執行の結果、住民との間で訴訟に発展するに至らないにしても、公的オントスマンが行政の執行により発生した苦情について調査・処理したり、監査委員が住民監査請求制度に基づく監査をしたりすることなどにより、住民の不利益を救済する点に鑑みれば、これらは行政に対する裁判外紛争解決手続(Alternative Dispute Resolution)に近似する側面を有するということも指摘できる。このような観点からすれば、公的オントスマン及び監査委員が評価法務に準じる位置付けであるとともに、訴訟法務に準じる位置付けであるともいえる。

1.2 行政統制論における公的オントスマンと監査委員

日本の国及び地方自治体の行政統制と、行政統制に的確に応答する関係にある⁸⁾とされる行政の責任(以下「行政責任」)に係る議論を歴史的に見れば、いわゆる「フリードリッヒ(Carl. J. Friedrich)=ファイナー(Herman. Finer)論争」が嚆矢と言っても過言ではなく、1960年代以降、頻繁な議論が積み重ねられてきた経緯がある。行政責任の概念に関して、「ことばの洗濯」から考究した足立忠夫(1976)に基づき、主権者としての住民を「本人」とし、官僚制を「代理人」と設定した本人と代理人の委任関係の中でこれを説明すると、そのような関係の中では、代理人には本人から委任された任務を

遂行する「任務的責任」、一定の行為準則や本人からの指示に従って任務を果たす「応答的責任」、任務の遂行状況や成果について本人が不満である場合に本人の問責に対して釈明・弁明し本人を納得させる「弁明的責任」、釈明・弁明しても本人が納得せず、なおも非難しきつ制裁を加えようとする場合にその非難・制裁を受ける「受難的責任」がある。さらに「受難的責任」に至ると、本人の問責と制裁に加えて、新しく委任と任命をやり直すことから責任は再び「任務的責任」へと回帰するという循環構造を構成する⁹⁾。

上記の論争における両者の見解・主張の相違点¹⁰⁾について、フリードリッヒ(1940)¹¹⁾が官僚の不正行動を規制する外部統制だけでは官僚責任を確保できないとする。フリードリッヒのいう官僚責任とは、「職務の遂行における個人的な義務に対する内的な信念」を指す。上記の行政責任の説明において、この官僚責任は、「任務的責任」の概念に関係するものと考えられる。他方で、ファイナー(1941)は官僚の責任を保証するためには外部統制が活かされるべきである¹²⁾とする。このように、統制手段の所在をめぐり、フリードリッヒが「内部統制」を、ファイナーが「外部統制」を主張する点が異なる。他方、共通点は内部統制であっても外部統制であっても、官僚の責任を担保するための統制という点である。さらにギルバート(1959)は、「行政責任の枠組み」として、行政統制について、「外在的統制」「内在的統制」「制度的統制」「非制度的統制」の4つの概念を設定し、縦軸に「制度的一非制度的」、横軸に「内在的一外在的」の組み合わせからなるマトリクスを用いて、行政責任を確保する方法・手段としての行政統制手段を類型的に整理している¹³⁾。ギルバートの行政統制のマトリクスに、我が国 の地方自治体に設置されているような行政活動全般を取り扱う総合的な行政設置型オンブズマン及び監査委員を当てはめれば、これらは制度的かつ内在的な統制の範疇に属するものと考えられる。

行政統制に係る先行研究を俯瞰すれば、主として、行政学の学問領域において、中央政府の統制機関として会計検査院等を取り扱うもの¹⁴⁾があり、地方自治体に焦点を当てたいわゆる「自治体統制論」の領域を見渡せば、公的オンブズマン制度、監査委員制度等をはじめ、地方自治体内部の包括的な統制(内部統制)の手段を取り扱うもの¹⁵⁾がある。それに対して、国の補助金に関連して、外部からの地方自治体の統制(外部統制)について考究するもの¹⁶⁾もある。

とりわけ、後者の地方自治体レベルでの行政統制の領域においては、監査に係る制度に特化して取り扱っているもの¹⁷⁾が多数あり、それらを見れば行政学に限らず、法律学(会社法、金融商品取引法)における議論¹⁸⁾や財政学(地方財政学)及び地方財政法に係る議論¹⁹⁾、それに加えて経営学、会計学等の学問領域における議論²⁰⁾がある。このように、地方自治体の監査に係る議論は、学際性を帯びるものである。

特に、このような法律学(行政法学)、経営学、財政学の諸領域で学際的な議論としてあげられる最近の成果が、「地方公共団体の監査制度に関する研究会」(2013)といえる。そこでの論点は多岐にわたるが、それらの論点の中でも特に、「監査委員の専門性及び独立性の確保」「監査委員事務局の専門性及び独立性の確保」「内部統制の整備及び運用」という論点に関しては、行政学における組織論の論点とも通ずるものであるといえる。本稿の立場は行政学に基づくものである。

行政学の先行研究をさらに俯瞰すると、特に識者により監査委員制度の在り方をめぐる関心の置き方が異なる。例えば、斎藤(1998)は監査委員制度と外部監査委員制度との相互補完的な運用に関心をもつが、他方で寄本(1995)のように、監査委員が地方自治体内部の統制を行う上で監査事務局の地位や組織上の体制の不十分さを指摘し、他の執行部局に対する力関係の上で劣勢に立つ場合が少なくないとの問題を提起するものもある。いずれにしても、これらは監査委員制度の意義及び有意性を疑問視する、ないしは質しているものといえる。

そして、行政内部の行政統制の相互作用の在り方をめぐっては、行政統制の必要性が叫ばれ、行政活動の合理化を図るために多くの行政統制制度が導入されても、多くの統制制度において統制機関の乱立若しくは機能の重複が目立ち、結果として極めて非合理的な事態を招いている、というフッド(1999)らの指摘が当てはまる。とりわけ行政統制制度の相互の重複の問題をめぐっては、さらに土屋(2010)も、公的オブズマン制度と監査委員制度の関係の在り方について、双方の業務が重複する実情に鑑み、「自治体において公的オブズマンの制度を設置する場合、既成の監査委員制度を廃止しないまでも、監査委員の職務を削減して、その職務を、会計・財務・経営等の定期監査、随時監査、決算監査に特化し(中略)、公的オブズマンの主たる職務として、行政監査、住民の直接請求に基づく監査、住民監査請求に基づく監査、議会からの請求に基づく監査、オブズマンの発意に基づく行政全般(中略)の調査・監視活動等を担当させ、かつこれらに加えて、従たる職務として苦情処理的機能を果たさせることもできるとする。」²¹⁾と考察している。これと同様に、宮元(1997)も、監査委員制度から見て、公的オブズマン制度が第二の監査委員となる²²⁾と指摘する。

このことからも、公的オブズマン制度と監査委員制度の業務の重複あるいは所管の在り方をめぐって検討の余地があるといえる。ただ、公的オブズマン制度と監査委員制度といった行政統制に係る先行研究、とりわけ地方自治体レベルで制度化されている行政統制制度全体に係る先行研究を俯瞰したときに、橋本(2011, 2012)のように、地方自治体の行政統制(内部的な統制)の「個々」の制度の意義や有効性等について検証するものはあるが、「相互」の行政統制制度の相違性及び共通性等を比較検討した議論は必ずしも多くはない。そのような中、住民監査請求に基づく監査について、政策法

務論の観点から監査委員制度に包摂されるものか、あるいは公的オンブズマン制度において取り扱うのが適切であるのか、所管の在り方をめぐる検討は拙稿(2013b)で取り扱ってきた。ただ、拙稿(2013b)では公的オンブズマン制度と住民監査請求に基づく監査とを政策法務の観点から比較して考察しても、類似するといわれる公的オンブズマン制度と監査委員制度との機能面での相違性及び共通性等といった関係について、政策法務の観点からの比較・検討自体も成し得ておらず、検討する余地が残されている。

総じて、公的オンブズマン制度と監査委員制度について、「地方公共団体の監査制度に関する研究会」では監査委員制度の機能及び役割を重視しているけれども、行政統制制度相互の機能面での相違性及び共通性等について、個別具体的な事例に照らし合わせて比較検討した先行研究の蓄積は豊富とは言い難い。

1.3 先行研究と本稿の立場、目的及び構成

以上を踏まえて、本稿は拙稿(2013a,b)の続編の位置付けとして、次の 2 点を明らかにすることを目的とする。

第 1 点目が、寄本(1995)、フッドら(1999)、土屋(2010)の指摘する監査委員制度と公的オンブズマン制度との関係について、事例を通じて機能面から見た両制度の相違性及び共通性を明らかにすることである。

第 2 点目が、第 1 点目の知見を取りまとめて、公的オンブズマン及び監査委員が評価法務にもたらす意義を考察することである。政策法務論の中でも訴訟法務と評価法務は地方自治体にとって、行政の執行の結果、行政苦情が発生し、それが公的オンブズマンによる苦情調査・処理や住民監査請求制度に基づく監査等の監査委員による監査の対象となり、また訴訟に発展する場合においても応訴や司法手続全般に求められる法務であり、かつ公的オンブズマンの苦情調査・処理結果、監査委員による監査結果、そして訴訟の結果を踏まえて条例、規則、計画、要綱及び要領等の内容と執行に対する見直しに係る法務であるという点で、公的オンブズマン、監査委員、訴訟の結果がその法務に影響を及ぼすという点で関連するものと考えられる。本稿においては、公的オンブズマン及び監査委員がその苦情調査・処理、監査の結果に基づいて行政を統制する上での共通性や相違性を明らかにするに当たり、公的オンブズマン及び監査委員による行政統制に応えるためには、地方自治体当局が評価法務を充実させが必要不可欠であると考えられることから評価法務に着目し、訴訟法務の観点による考察は稿を改めて行うこととする。

そして、先行研究に対する本稿の立場については、これら 2 点の考究を通じて上記先行研究に対して補完的な考察を加えるという立場をとる。

本稿の構成としては、第 2 節では公的オンブズマン制度及び監査委員制度を概説し、

先行研究を踏まえて、その機能及び役割を説明する。その上で、川崎市の公的オブズマンと監査委員が対処した行政課題の中で双方のアプローチの違いが明確になるような2種類の共通の事例を取り上げる。ただ監査については、公的オブズマンと比較して、監査の項目が多岐にわたっており、本稿では紙幅の制限のためその項目全てを取り上げることは避ける。監査の各項目の中で本稿が取り上げるものについては、公的オブズマンによるアプローチの内容と関連する、あるいは類似する項目に限定する。

第3節では、事例の背景を考察し、公的オブズマン制度及び監査委員制度の機能面での相違性及び共通性を分析する。そして分析を踏まえて、両制度が政策法務の、とりわけ評価法務にもたらす意義を考察した上で全体をまとめる。その上で、今後の課題を提示する。

2. 公的オブズマン制度及び監査委員制度の概説、並びに川崎市の事例

2.1 公的オブズマン及び監査委員の機能・役割、行政統制の方法論、定義

2.1.1 公的オブズマン

1809年にスウェーデンで始まった公的オブズマン制度は、第二次世界大戦後、諸外国において急速に発展・普及し、2011年時点では国際オブズマン協会に加盟する機関会員として70ヶ国が設置するに至っている²³⁾。それには、行政府(以下「行政設置型」)あるいは立法府(以下「議会設置型」)に置かれるものがある。さらに行設置型には「一般」(先述の総合的なものと同義)と、例えば福祉・人権等の特定の行政分野を取り扱う「特殊」のものがあり、議会設置型にも同様にある²⁴⁾。

海外の設置状況を見ると、両型のいずれかを採用している国が見られ、そして公的オブズマンあるいはそれに準ずる機関に苦情調査・処理に係る権限を法令等で付与するというのが通例である。翻って我が国の同制度の設置状況を概観すると、2013年3月末時点では、議会設置型オブズマンは国及び地方においても未設置であるが、行政設置型でありかつ総合的な公的オブズマン制度を有する地方自治体は「27」ある。その内訳としては、都道府県(4)、市(21)、東京23区(1)、町(1)となっており、それらは条例や要綱に基づき設置されている²⁵⁾。

そこで先ず、公的オブズマンの機能及び役割についてである。それを議論した国内の主要先行研究では、公的オブズマンの機能について、主に「苦情処理機能」「行政改善機能」「行政監視(行政監察)・統制機能」の3つを代表的にあげている²⁶⁾。

本稿では、苦情処理機能を「行政活動により生じる住民の不利益に係る不平・不満を受け付け、必要な調査・監査等を経て、その権利利益を擁護・救済することで、行政に対する住民の理解及び協力を得る業務」、行政改善機能を「苦情処理、監査等の過

程で、住民の不利益の原因となる行政活動を是正する業務」、行政監視・統制機能を「苦情処理、監査等の過程で行政活動を見張り、行政の不備があればそれを是正することを通じて、住民主権に基づく行政の実現を担保するための、国及び地方自治体の行政活動に対する制御としての代理の弁明の業務」と定義付ける。

次に公的オブズマンの行政統制の方法としてその苦情調査・処理方法を見ると、以下のような特徴がある。調査については、大きく分けて苦情調査及び発意調査がある。それらの違いは前者がいわば受動的に苦情を受け付け、調査し、簡易かつ迅速に苦情を処理する日常業務であるが、後者は能動的に住民全体に及ぶ可能性のある問題を自己の問題意識に基づいて取り扱う性格のものである。そして苦情処理方法では改善・是正要請、勧告並びに意見表明があげられる。改善・是正要請が苦情調査を経て非公開の形で行われるものであるのに対して、勧告及び意見表明はその内容が広報紙等で公開されるものである。ここで改善と是正の違いは、改善が行政の効率性や民主性の向上の観点から不備のある箇所を改めて良くなるよう提言することであり、是正は違法状態を適法状態に改め正しくなるよう提言することである。勧告と意見表明の違いは、勧告が行政指導の範疇において一定の行政行為を行う、あるいは行わないよう勧めることであり、意見表明が条例、規則、その他の行政の制度の改善を求めて意見を明らかにすることである。本稿では、改善²⁷⁾要請の苦情処理方法に限定する。そして、改善・是正要請、勧告、意見表明を受けた行政機関としては、例えば川崎市においては、基本的にはその行為を尊重しなければならないとする(川崎市市民オブズマン条例第5条)が、勧告及び意見表明に当たって市はその内容に係る対応を公的オブズマンに報告することが求められ(同条例第19条第2項)、公的オブズマンはその報告内容を市民に公表することとなる(同条例第20条第1項)。

以上を踏まえて、本稿では拙稿(2013a)に基づき公的オブズマンを、「行政に置かれ、行政活動により生じた住民の不利益に係る不平・不満を受け付けたり、自己の発意により能動的に住民全体に及ぶ可能性のある問題を取り扱ったりして、苦情調査及び発意調査とそれらの処理の過程で行政機関等に対して公正・中立的な立場から行政活動を見張り、住民の不利益の原因となる行政活動を改善・是正できるよう要請、勧告、意見表明を行うことを通じて、住民の権利利益を擁護・救済し行政に対する住民の理解及び協力を得て、住民主権に基づく行政の実現を担保するための制御装置」²⁸⁾と定義付ける。

2.1.2 監査委員

監査委員の監査とは、地方自治法上、直接請求監査(同法第75条)、議会請求監査(同法第98条第2項)、行政監査(同法第199条第2項)、定期監査(同条第4項)、隨時監査

(同条第 5 項)、市長要求監査(同法第 199 条第 6 項)、財政援助団体等監査(同条第 7 項)、住民監査請求の監査(同法第 242 条)、賠償責任監査(同法第 243 条の 2 第 3 項)等が定められている。従って地方自治体の監査をめぐっては、地方自治法の規定により地方自治体において監査委員を置くことが定められており、我が国におけるその制度の設置状況を見ると、2013 年 3 月末時点において、監査委員制度については地方自治法の定めにより全ての地方自治体で設置されている。

そこで先ず、監査委員の機能及び役割についてである。監査委員は行政機関の組織面での効率的かつ効果的な運営、財政面での適正な行政運営が図られているか、あるいは住民監査請求に基づき公金支出が適正なものであるのかという観点から行政を監査し、必要に応じて行政改善を図ることを求めるものである点に鑑みれば、監査委員の機能及び役割は基本的には公的オブズマンの行政改善機能、行政監視・統制機能に準じるものと考えられるが、行政統制の方法が公的オブズマンのそれとは異なる。

そこで次に監査委員の行政統制の方法論を見ると、上記諸々の監査の中でも定期監査及び行政監査は、地方自治法上地方自治体の事務の執行等について法令等の趣旨に沿って適正に行われているかを、経済性、効率性、有効性の観点に留意して毎年度 1 回以上実施することが定められ(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項)、監査結果について公表し(同法第同条第 9 項)、改善措置の報告を受けた監査委員は改善結果を公表しなければならない(同法第同条第 12 項)ことが定められている。また、住民からの監査請求があった場合、監査委員は監査を行い、監査請求に理由があると認めるときは地方自治体の長、議会、その他の執行機関等に対して必要な措置を講ずべきことを勧告、公表しなければならず(同法第 242 条第第 4 項)、改善措置の報告を受けた監査委員は改善結果を公表しなければならない(同法第同条第 9 項)ことが定められている。このような監査委員による監査及び住民監査請求に基づく監査の行政統制の流れを図式化すると、①監査の結果、監査委員が地方自治体に改善に係る要請を出す、②地方自治体がその改善要請に基づく改善を行った後、監査委員に結果を報告する、③監査委員が改善を認知しその内容を公表する、という流れが地方自治法の定めにより予め担保されていることとなる。

このように監査委員の行政統制の方法論は公的オブズマンのそれとは異なるが、原理的に行政改善機能、行政監視・統制機能を有するものといえる。苦情処理機能については、上記監査の中でも住民監査請求に基づく監査を例にあげれば、公金の不正使用ないしは不当な支出・使用に係る住民監査請求がなされたときに監査されるものであるからそれらを広く行政苦情と解釈すれば、公金の不正使用、不当支出等に係る監査という名の苦情処理と評価できるわけで、監査委員は同様の機能及び役割を担っていることになる。

以上を踏まえて、本稿では地方自治体の監査委員について「地方自治法に基づき地方自治体の財務に関する事務の執行及び地方自治体の経営に係る事業の管理を監査するための執行機関」と定義付ける。

2.1.3 小括

公的オブズマン制度及び監査委員制度とも共通していることは、法律、条例及び要綱等において、一定の指摘内容の履行確保は担保されているということである。

ただ、定期監査や行政監査に対する地方自治体の応答は、地方自治法により担保されるわけであるが、公的オブズマンの場合は、同制度を有する上記 27 の地方自治体を見ても、県、市、区、町の各機関に対する公的オブズマンの調査権が各条例及び要綱等により付与され、先述のような行政監視・統制機能を担保するための方法はあるが、往々にして県、市、区、町の機関が公的オブズマンの職務の遂行に関し、その独立性への尊重を求める規定が定められるにとどまる。つまり、公的オブズマンの行為が法的な強制力をもたらすものではないのである。

この点について、土屋(2010)は、公的オブズマンが行政監視・統制機能や行政改善機能を果たそうとしても、それらの機能の現実化には、制度上、行政側の対応に委ねられる実態がある、と指摘する²⁹⁾。

ただ川崎市市民オブズマン(以下「市民オブズマン」)制度の運用上の特徴としてあげられることが、市に対して行政改善を求める場合、勧告及び意見表明よりも、改善(是正)要請の方法をとることの方が圧倒的に多く³⁰⁾、改善要請が主流とはいっても、それが担保されるか否かが努力義務の範囲内にとどまるということである。しかしながら、苦情処理の実績が年々積み重ねられていくにつれて、市当局としても苦情調査・処理の過程で自主的な改善を試みたり、改善要請が出された後でも迅速かつ真摯な姿勢で応じる場合が増加したりしている。また勧告及び意見表明に応じないという事態も見受けられない。

地方自治体における両制度の設置状況をめぐってはこのような明確な違いがあるけれども、行政を統制し、住民自治の拡張を図る上では本質的に同じ立場にある。ただ両制度の普及実態に鑑みれば、監査委員制度によりもたらされる効果を全国各地の住民が間接的であるにせよ受けることができるとすれば、公的オブズマン制度については地方自治法で設置することを求めておらず、従って同制度に関心のある地方自治体が任意で設置している状態であるわけで、公的オブズマン制度によりもたらされる効果については同制度を設置する地方自治体の住民に制限されることとなる。

2.2 事例①公園等の管理について

2.2.1 市民オンブズマンの苦情調査・処理結果(2003年度1件・2012年度1件)³¹⁾

先ず、2003年度「公園の管理」である。苦情申立ての主な趣旨は、市内のある公園の管理について落葉対策を講じて申立人宅の屋根の樋に詰まるのを防ぎ、かつ公園内の樹木を剪定・伐採し公園内の照明が有効に機能するようにしてほしいとするものである。

市民オンブズマンは調査を経て、当該公園は市が「公園等維持・管理水準」に従つて管理しているもので、限度を超えて堆積した落葉が長期間放置されるとすれば火災の危険も否めず、そのような常識を超えた量の落葉は可能な範囲で対応するよう市に要請した。また、公園内の照明の問題については市が限られた予算と人員の中で特定の樹木の剪定を毎年あるいは2年間隔で行っているのが実情であることに鑑み、今後は現状を勘案しながらできるだけ実情に即した対応を心掛けることとし、加えて少なくとも次回の定期剪定作業で公園灯周辺を優先的に剪定するよう重ねて要請した。

市の対応経過としては、市は当該公園の近隣住民による要望に沿って、上記管理水準に基づく剪定以外に、2001年度は2件、2002年度は3件、2003年度は3件の剪定等の管理作業を実施してきたところであるが、継続的に現地の状況を確認しつつ、地域の要望に応じた剪定を行い、剪定実施に際しては公園灯周囲の状況に特に注意して作業を実施した。

次に、2012年度「市立霊園の不法占拠について」である。苦情申立ての趣旨は、市立霊園内でありかつ霊園内の道路を通り駅に向かう通学通勤の生活道路の傍に青テント(ホームレス)により市有地が不法占拠されているので解消してほしいとするものである。

市民オンブズマンは調査を経て、市が運営する霊園敷地が駅に向かう市道の近くにあり、この市道は昼間のみならず夜間も多数の市民の利用に供されていること、そして霊園内における上記不法占拠状態が5年以上継続しており、当該市道を利用する市民からホームレスの撤去を求める声がありながらも問題の解決に至らず、その占有期間が長期にわたっていることがわかった。このような実情に鑑みると、これ以上の期間放置することは市民の立場からみて受忍の限度を超えていると判断し、民事訴訟など司法による救済措置を講じることも視野に入れながら早急に問題解決に尽力するよう市に要請した。

市の対応経過としては、従前より年10回程度実施していた巡回指導を強化した結果、当該不法占拠者から退去との回答を得た後に、不法占拠を解消し、再度不法占拠されないよう柵を設置した。

2.2.2 2011年度行政監査「身近な公園の管理について」の結果³²⁾

本監査の対象項目は大きく分けて①「市民が利用しやすい公園」②「市民協働による公園管理」③「公園の適正・適切な管理」であり、各項目はいずれも5つの観点で監査するものである。ここでは主に、①及び③の項目での監査委員の指摘とそれに対して市が講じた措置を取り上げる。

①では、監査委員は区役所道路公園センターにおいて記録している「陳情処理簿」の活用状況を調査したが、毎年度同じ内容が寄せられる苦情・要望等について活用が図られていないところもあり、苦情・要望等はその時期や場所を分析することで効率的な公園管理を行うことができることからも、積極的に活用していくことを指摘した。また陳情処理簿について、苦情・要望に基づき公園管理の適正化を図るために、集計作業や職員間の情報の共有化等の利便性に鑑み一律に全区役所で電子データ化した上で、苦情・要望等を統一的な区分による細分化を検討することを指摘した。

市の講じた措置としては、2012年度中に統一化を図るため、様式を改め入力フォーマットの見直しを図るとともに一部の区において電子化されていないデータについても同年度中に電子化すること、また陳情・要望項目の細分化については業務検討部会を設置し、そこで項目を細分類した上で2012年度中に新たな分類に基づき統一して整理することとした。

③では、監査委員は調査の結果、主な市営公園の状況(特に不法占拠・不法使用されているもの)について、4件「小田ふれあい公園」「東名大蔵公園」「三田こども公園」「塩浜中公園」あり、それらが長期間にわたって不法占拠状態であることを確認した。これらの公園に関して不法占拠状態に至った経過を検証し、地域住民との話し合いを経た上で不法占拠の解消に努めること、また「塩浜中公園」(不法占拠は公園部分と隣接する「市道塩浜59号線」に一部及ぶ)は法的問題を検討するとともに、不法占拠問題の解決策を整理・検討した上で、今後の利用方法、費用等を総合的に勘案しながら、臨海部の活性化に向けて全庁的な対応により解消に努めることを指摘した。

市は「塩浜中公園」の不法占拠対策については、川崎市不法占拠対策委員会において速やかに市道部分の土砂等の処理を実施すること、2012年度中の着手を予定しており、行政代執行法に基づく行政代執行の手続に向けて調整することを決定し、公園部分については土砂等の撤去方法の検討及び撤去後の公園の在り方について検討を進めることとした。残る3公園については、適正な財産管理に向けて、川崎市不法占拠対策委員会の下部組織である建設緑政部会等において市の考え方を整理するとともに、2012年度中に地域住民との話し合いを再開し、不法占拠者に対して粘り強く指導・交渉を行い、解消に向けて努めることとした。

2.3 事例②市営住宅の管理について

2.3.1 市民オンブズマンの苦情調査・処理結果(2007年度1件・2009年度1件)³³⁾

先ず、2007年度「市営住宅の空室の管理運営について」である。この苦情申立ての趣旨としては、市営住宅で長期間空室のままで放置されているところがあり、空室が増え入居者が減少することで自治会活動の運営等に支障が生じ防犯上の懸念等も感じられるので市営住宅の空室管理を調査してほしいとするものである。

市民オンブズマンは調査を経て、従前の使用者に特別の事情がある場合には例外的にその立場を考慮した措置を講ずるという救済方法を用意した上で、一定期間(例えば1年程度)を過ぎてもなお居住実態がないような場合には、従前の使用者に対する使用許可を取り消して明渡しを請求し、次期入居者を募るといったルールを設けるなど、今後その在り方を検討することを市に要請した。

市の対応経過としては、居住実態のない住戸については、「川崎市営住宅無断退去に関する事務取扱要領」に基づき、使用許可を取り消し、置去品は連帯保証人又は親族に引取りを求め、引取りを拒否された場合は市が保管することとしているが、保管場所が確保されておらず、使用許可を取り消した後も置き去り品を住戸内に残置する状況であったので、2008年3月に関係所管部局が管理する倉庫内に保管場所を確保した。また無断退去の認定が公平に判断され、かつ委員会形式の決定機関設置や連帯保証人又は親族が家財の引取りを拒否した場合でも迅速に部屋の明渡しが進むよう、家財処分の同意があれば、市で代行して処分することが可能になるよう要領を改正した。

次に、2009年度「市営住宅での第三者が原因の水漏れ被害の修繕について」である。この苦情申立ての趣旨は、市営住宅の一室の台所からの水漏れにより階下に住む申立人の部屋が被害を受けたことで当事者同士の話合いが進展せず、市は申立人宅の居住環境の変化について管理し現状復帰する責任があるとするものである。

市民オンブズマンは調査を経て、民法第709条により市は第三者(入居者)に対して直接損害賠償を請求する権利があり、市営住宅については川崎市営住宅条例第21条第2項に基づき市には第三者への損害賠償請求権があるほか、市長の選択により第三者に対して原状回復自体を請求する権利(原状回復請求権)と、貸主として入居者に対して修繕して引き渡す義務があるため、市が被害の確認及び第三者との交渉に当たること、市の担当職員等が上記の法律問題についての理解を組織的に共有し、これを今後の類似事例に対応するときの指針とすることを市に要請した。

市の対応経過としては、川崎市住宅供給公社(以下「公社」)が市営住宅の管理代行業務に携わっていることから、同社に対して適切な維持・管理に努め、貸主の義務として通常の使用に適した住宅を提供するための適切な処理を徹底するよう指導した。

2.3.2 2008年度行政監査「市営住宅の管理について」の結果³⁴⁾

本監査の観点は、①「管理代行業務の範囲等」②「管理代行委託料(積算資料の精査、追加修繕工事に伴う事務手数料)」③「一部エレベーターの昇降機点検確認」④「業務報告書の内容」⑤「市営住宅駐車場の管理」⑥「収入超過者等への対応」⑦「巡回管理」⑧「新たな入居方式の導入や公正・適切な入居の推進」⑨「モニタリング・評価及び管理体制の検討の在り方」となっている。ここでは主に、①及び⑨の項目での監査委員の指摘とそれに対して市が講じた措置を取り上げる。

①に関して、監査委員は実際に管理代行業務の範囲と同意の通知及び公告での範囲が異なっていること及び協定書等において管理代行業務とその他の業務等が混在し整理されていない状況が見受けられたので、これらを改善することを指摘した。市が講じた措置の主な内容としては、同意の通知及び公告については、2009年度に新たに締結した管理代行の基本協定書において、管理代行の範囲として「公営住宅法第3章の規定による公営住宅の管理(家賃の決定及び家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収、減免に関する事項並びに第29条第1項に基づく高額所得者に対する明渡しの請求、同条第7項に基づく明渡期限の延長を除く。)」と改め、2009年度から管理代行委託業務関係について、管理代行委託契約、特定公共賃貸住宅の管理委託契約及び収納事務委託契約を締結した。

⑨に関して、監査委員は指定管理者制度に準じたモニタリング・評価を実施すること、そしてその結果を踏まえ、「公の施設管理運営調整委員会」等において導入効果について十分検証するとともに、例えば管理代行制度導入を検討した住宅政策審議会を活用するなど、外部の専門家を入れて多面的かつ重層的な検討を踏まえた上で管理運営主体を決定することを指摘した。市が講じた措置の内容としては、公営住宅の管理について公営住宅法に規定する権限を行使できる地方自治体又は公社に限られることを踏まえ、管理代行制度に適応した評価方法について業務報告書等の内容をさらに精査・検討し、公社との連携、ノウハウの蓄積等により一定の安定性が確保されつつある中で2009年3月の第5次川崎市住宅政策審議会にて管理代行を3年間継続することを報告した。

3. おわりに—まとめと今後の課題

3.1 事例の背景、並びに公的オブズマン制度及び監査委員制度の関係

先ず事例の背景を考察するに当たり、公園等の管理に関する事例を見ると、市民オブズマンが取り扱った2003年度「公園の管理」及び2012年度「市立公園の不法占拠について」、並びに2011年度行政監査「身近な公園の管理について」の事例では公

園や公園施設の公衆衛生の保全に資するという点では共通している。

しかしながら、公的オブズマンの業務では迅速に、落葉を清掃しつつ民家の屋根の樋に詰まることを防ぎ、かつ今後も同様の問題が発生しないよう公園内の樹木を剪定・伐採、照明を充実することで園内の治安を保つことが求められるのに対して、行政監査の事例では特定の公園の特定住民(苦情申立人)に向けて迅速性をもってその権利利益を擁護・救済するという性格のものではない、という点が異なる。

この点、市営住宅の管理に関する事例についても、市民オブズマンが取り扱った2007年度「市営住宅の空室の管理運営について」及び2009年度「市営住宅での第三者が原因の水漏れ被害の修繕について」と2008年度行政監査「市営住宅の管理について」の事例を比べたときに共通して指摘できる点が、上記と同様に行政監査の事例では特定住民(苦情申立人)の権利利益を直接的に擁護・救済することに資するとは限らないということである。

次にこのような事例の背景に鑑みると、双方の業務を時間軸で捉えた場合、公的オブズマンには「簡易迅速」な苦情処理を理念とする即応性が求められる反面、監査委員にも同様に即応性が求められるということではなく、定期的な実施により賄われる点に大きな違いがある。つまり、監査委員がいわば恒常に監査を通じて行政の改善を図っていくわけであり、公的オブズマンに求められるような即応性は必ずしも要求されるわけではない。無論、住民監査請求のように、住民からの要請に基づいてなされる監査もあるが、定期監査や行政監査の場合、定期的にかつ自主的になれるものであって、それには特定住民の要請に直接的に即応することまでもが求められるわけではない。監査委員の場合、請求が個人的な利害に基づかないという点が公的オブズマンとは異なるとの指摘³⁵⁾もあるが、公的オブズマンと監査委員はともに行政を統制する制度であって、行政を改善する上で原理的に同じであるとしても、個人の権利利益の救済・擁護という点に着目すると、これらはそもそも目的を異にするわけである。

また行政課題の設定の仕方にも相違点がある。公的オブズマンの場合、日々寄せられる苦情を調査・処理することが通常業務であるわけで、行政課題の受動的な改善を実現することが日常的である。つまり、個々の住民の権利利益に対する不利益を直接的に解消する上で、個別具体的な行政課題の時宜にかなうことには資するものである。無論、自己の発意により能動的に住民全体に及ぶ可能性のある問題を発意調査として取り扱い、調査結果に基づき行政改善を求めることがあるが、川崎市の場合、同制度運用後、先述の通り2013年3月末時点で累計受付件数が3,259件であるのに対して、発意調査の実績が49件である結果からも、調査対象としての行政課題を能動的に設定するという行為はあくまで例外的な位置付けである。

他方、監査委員の場合、住民監査請求に基づく監査は別にして、定期監査や行政監査では、定期的に実施されるものであって、取り上げる行政課題についても監査委員が自身の問題関心により設定し、最終的には監査委員及び同事務局との合議の結果、決定されるものであることからすれば、能動的な設定といえる。本稿で取り上げた公園の維持・管理や市営住宅に係る行政課題を例にとれば、直接、住民が被る不利益に対応することにはなっていない。このような特徴からすれば監査委員の監査項目にはあげられていない問題を公的オブズマンが補完的に対処しているわけである。言い換れば、監査委員は当該行政課題に対して、公的オブズマンが発意調査を例外として、通常の苦情調査・処理業務では対処しきれない包括的な調査項目を設定し、監査を実施し、改善を指摘できるわけである。

従って、本稿で取り上げた事例においては、公的オブズマンと行政監査を行う監査委員は、行政改善機能と行政監視・統制機能をともに有するという点で共通している一方、時間軸で見た場合、それぞれの業務の性格には相違があり、その相違に鑑みると、それらは競合関係ではなく相互補完の関係であるものと考えられる。

3.2 公的オブズマン制度及び監査委員制度が評価法務にもたらす意義

上記の事例の背景をもとに公的オブズマン及び監査委員が評価法務にもたらす意義を考察すれば、公園等の管理に係る事例での共通点が、市当局の不法占拠の解消に向けた取組み、ないしは体制整備の強化を促すことである。市営住宅の管理に係る事例での共通点が、「川崎市営住宅無断退去に関する事務取扱要領」ないしは市営住宅の管理代行業務に携わっている川崎市住宅供給公社と同市との基本協定書といった要領や行政文書等の内容の改善と執行の見直しを促すことである。つまり、公的オブズマン及び監査委員がともに地方自治体の評価法務を促進させる機能及び役割を担うことである。

さらに、公的オブズマン及び監査委員が地方自治体の評価法務を促進させる機能及び役割を担うとしても、両制度の目的がそれぞれ異なるものであるわけであり、制度目的の概括的な違いを超えて地方自治体の評価法務にもたらす意義について次の各点を追加して指摘しておく。

両制度の目的を見れば、住民監査請求に基づく監査を除き定期監査や行政監査に関しては監査委員が地方自治体の財務事務の執行や事業の管理・運営を確保するために、民主性や効率性の向上の観点から、監査委員の主体的な意思に基づき取り上げるべき行政課題を取り上げて監査することであるのに対して、公的オブズマンは発意調査を除いて、住民の行政苦情を受け付けて、簡易かつ迅速に当該苦情調査・処理(改善・是正要請、勧告及び意見表明)を通じて住民の権利利益を救済・擁護することを目的と

するものである。そのような両制度の目的からすれば、地方自治体当局が公的オブズマン及び監査委員の行政の改善に係る指摘を受けて評価法務の充実に向けて取り組む上で、公的オブズマン制度では簡易かつ迅速に行政苦情を調査・処理するに当たり局所的な行政改善の迅速性・即応性が求められるということになる。他方、本稿で取り扱った行政監査では監査委員は大局的な観点から監査項目を設けて、包括的な行政改善を求めているということになり、行政改善の時間軸としても、監査委員は川崎市監査事務処理規程第15条に基づき期限を任意で定めて措置状況報告を求め、措置を講じた内容を公表することとしており、必ずしも公的オブズマンが求めるような迅速性・即応性に限定されることではなく、中長期的な視点に立った継続性も要する評価法務の充実に向けた取組みが求められるということが指摘できる。

本稿で取り上げた事例では、公的オブズマン及び監査委員のそれぞれの立場から、市の公園や市営住宅といった公共施設の管理・運営の在り方に係る当該行政分野において行政改善を指摘しているが、それらの指摘に至る契機は、公的オブズマンの場合、住民からの苦情が寄せられたことであり、監査委員の場合、監査委員が行政監査の対象として取り上げたことによるものである。

このように、両制度の間で行政改善の時間軸の違い、改善の指摘の契機の違い、そして指摘事項に関してもそれぞれの制度目的に基づいた立場から局所的あるいは大局的な観点での視点の置き方に違いがある中で、公的オブズマン及び監査委員の改善の指摘を受けることとなる地方自治体当局が一体性を持った評価法務に向けて取り組むこと、それとともに公的オブズマン及び監査委員の指摘事項について対応することに終始するのではなく、当該行政分野において公的オブズマン及び監査委員といふそれぞれの立場からの指摘が寄せられたことに鑑みると、その問題の発生原因を突き止め、根本的な問題の解決方法に関する評価法務の取組みを強化することも同時に求められているということを、これらの事例は示唆するものと考えられる。

3.3 今後の課題

今後の課題としては、次の3点があげられる。

第1点目が、本稿では公的オブズマン及び監査委員を設置する地方自治体に着目して考察してきたが、公的オブズマン制度を必ずしも設置しない地方自治体との違いを明らかにするには至っていない。従って、川崎市と、公的オブズマン制度を設置していない地方自治体の中でも人口等の規模で近似する地方自治体との比較において、行政統制制度が評価法務にもたらす意義を追加して考察することである。

第2点目が、事例の比較検討を通じて公的オブズマン制度及び監査委員制度といった行政統制制度が訴訟法務と立法法務にもたらす意義を考察することである。

その上で第3点目が、そのような行政統制制度が立法法務、執行法務、訴訟法務、評価法務を包含した政策法務にもたらす意義として、地方自治体を政策法務指向へと全体的に促進させ、かつ、出石(2011)において確立されているとは言い難い評価が与えられる政策法務のマネジメントサイクルを機能させる役割を担い得るのかを明らかにすることである。

【謝辞】

末筆ながら、有益で示唆に富む貴重なご指摘を頂いた匿名の査読者に、心より篤くお礼を申し上げます。本稿における全ての責任は筆者にあります。

[注]

- 1) 本稿では市民、住民等の用語を併用して使用するが、厳密な意味で使い分けるものではない。文脈に応じて慣用的に使用されるものとする。
- 2) 本稿では、公的オブズマン、公的オブズマン制度の関係について、公的オブズマン制度に基づいて設置される者を公的オブズマンとする。監査委員、監査委員制度の関係についても同様。
- 3) 足立幸男(2003)、2頁。
- 4) 磯崎(2012)、伊藤(2011)。
- 5) 田中(2011)、197頁。
- 6) 磯崎(2012)、268-270頁。
- 7) 兼子(2008)、398頁。
- 8) 西尾(2001)、399頁。
- 9) 足立忠夫(1976)、227-237頁。他に行政責任の概説については、真渕(2009)、258-309頁。今村ほか(1996)、196-225頁。
- 10) 金は本稿と同様の指摘とともに、「フリードリッヒ＝ファイナー論争」後の行政責任に係る論争も取り扱う。金(2009)、122-124頁。
- 11) フリードリッヒ(1940)、4-13頁。
- 12) ファイナー(1941)、6頁。
- 13) 当該マトリクスを概説する代表的な行政学研究としては、西尾(2001)、384頁。
- 14) 金井(2002)。
- 15) 毎熊(2002)。
- 16) 谷本(2006)。
- 17) 東(2011)、鈴木(2009)、岡(2013)。
- 18) 町田(2011)。
- 19) 廣田(2011)。
- 20) 石川(2011)、高原(2007)。
- 21) 土屋(2010)、82-83頁。
- 22) 宮元(1997)、222頁。
- 23) 川野(2011)、37頁。
- 24) 渡邊(2006)、9-11頁。
- 25) 27の公的オブズマン制度の設置根拠として、条例に基づくものは18、要綱に基づくものは8、規則に基づくものは1。他方、特殊のものは「34」ある。多摩市(2013)、41頁。総務省ほか(2011)。

-
- 26) 宇都宮(2001)、14-16 頁。
- 27) 川崎市においては、是正の内容であっても改善要請を積み重ねることで是正につなげることを念頭に置いており、是正の意味を含んだ改善要請として取り扱っていることから改善(是正)要請と捉える。
- 28) 拙稿(2013a)、109-110 頁。
- 29) 土屋(2010)、36 頁。
- 30) 2013 年度時点での累計受付総数は、3,259 件にのぼる。勧告は累計 3 件、意見表明は累計 10 件にとどまる。
- 31) 川崎市市民オンブズマン(2011)、111-112 頁。同左(2013)、18-19 頁。
- 32) 川崎市監査事務局(2013)。
- 33) 川崎市市民オンブズマン(2011)、100-105 頁。
- 34) 川崎市監査事務局(2010)。
- 35) 山口(1998)、104 頁。

[文献リスト]

- 足立忠夫(1976)「責任論と行政学」辻清明編集代表『行政学講座第1巻 行政の理論』東京大学出版会、217-254頁。
- 足立幸男ほか編著(2003)『公共政策学』ミネルヴァ書房。
- 東亘樹(2011)「地方公共団体における外部監査制度に関する調査の結果について」『月刊地方自治』第762号、ぎょうせい、52-107頁。
- Carl J., Friedrich (1940), "Public Policy and the Nature of Administrative Responsibility," *Public Policy I*, Harvard University Press.
- Charles E., Gilbert (1959), "The Framework of Administrative Responsibility," *The Journal of Politics*, Vol.21, No.3, pp. 373-407.
- Christopher, Hood, [et al.] (1999), *Regulation inside Government: Waste-Watchers, Quality Police and Sleaze Busters*, Oxford University Press.
- 濱崎晃(2013a)「公的オブズマン制度の運用を通じた公有財産に係る政策法務管理への一考察」『年報行政研究』第48号、ぎょうせい、102-121頁。
- (2013b)「政策法務論における公的オブズマン制度の射程」『行政苦情救済&オブズマン』第8号、日本オブズマン学会、43-50頁。
- 橋本勇(2011)「自治体の内部統制の基準に関する一考察(一)」『自治研究』第87巻第12号、第一法規、3-18頁。
- (2012)「自治体の内部統制の基準に関する一考察(二・完)」同上第88巻第1号、第一法規、30-50頁。
- Herman, Finer (1941), "Administrative Responsibility in Democratic Government," *Public Administration Review*, Vol.1, No.4, pp. 335-350.
- 廣田達人(2005)「住民請求監査法に関する若干の考察」日本財政法学会編『地方財政の変貌と法』勁草書房、211-268頁。
- 今村都南雄・武藤博巳・真山達志・武智秀之(1996)『ホーンブック 行政学』北樹出版。
- 石川恵子(2011)『地方自治体の業績監査』中央経済社。
- 磯崎初仁(2012)『自治体政策法務講義』第一法規。
- 伊藤智基(2011)「法執行の評価・見直し」北村喜宣ほか編著『自治体政策法務』有斐閣、242-257頁。
- 出石稔(2011)「自治体における『評価・争訟法務』の意義と課題」同上、17-31頁。
- 金井利之(2002)「会計検査院と政策評価」『年報行政研究』第37号、ぎょうせい、60-83頁。
- 兼子仁(2008)「オブズマン制度と政策法務」兼子仁ほか編『政策法務辞典』ぎょうせい、398-401頁。
- 川野秀之(2011)「アジア諸国のオブズマン制度の現状」『季刊行政相談』第129号、全国行政相談委員連合協議会、30-37頁。

- 金宗郁(2009)『地方分権時代の自治体官僚』木鐸社。
- 真渕勝(2009)『行政学』有斐閣。
- 町田祥弘(2010)「内部統制の整備・運用とその効果」『月刊自治フォーラム』第 610 号、第一法規、10-16 頁。
- 毎熊浩一(2002)「監査・オンブズマン」松下圭一ほか編『岩波講座 自治体の構想 4 機構』岩波書店、121-141 頁。
- 宮元義雄(1997)『官官接待と監査』学陽書房。
- 西尾勝(2001)『行政学〔新版〕』有斐閣。
- 岡裕二(2013)「地方公共団体の監査制度の見直しについて」『月刊地方自治』第 782 号、ぎょうせい、34-41 頁。
- 斎藤誠(1998)「アカウンタビリティと自治体行政体制」森田朗編著『アカウンタビリティと自治体職員』ぎょうせい、79-95 頁。
- 鈴木豊(2009)「自治体監査改革の進むべき道」『都市問題』第 100 卷第 6 号、東京市政調査会、54-65 頁。
- 高原利栄子(2007)「内部統制の調査と評価」石田三郎ほか編著『監査論の基礎』東京経済情報出版、123-140 頁。
- 田中孝男(2011)「執行法務の適正化に向けた課題」北村喜宣ほか編著『自治体政策法務』有斐閣、185-197 頁。
- 谷本有美子(2008)「国による『上から』の自治体統制の持続と変容」森田朗ほか編『分権改革の動態』東京大学出版会、105-135 頁。
- 土屋英雄(2010)『公的オンブズマンの存在意義と制度設計』花伝社。
- 宇都宮深志(2001)『公正と公開の行政学』三嶺書房。
- 渡邊榮文(2006)『初期オンブズマン論』ふくろう出版。
- 山口道昭(1998)「オンブズマン」森田朗編著『アカウンタビリティと自治体職員』ぎょうせい、97-136 頁。
- 寄本勝美(1995)「監査・監察と評価基準」西尾勝ほか編『講座行政学第 6 卷 市民と行政』有斐閣、115-148 頁。

調査研究資料・報告書等

地方公共団体の監査制度に関する研究会(2013)「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書(本体)」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000219869.pdf

最終閲覧日 2013 年 7 月 12 日。

川崎市監査事務局(2010)「2008 年度行政監査『市営住宅の管理について』に係る市長等が講じた措置」

<http://www.city.kawasaki.jp/920/cmsfiles/contents/0000019/19097/20gyouseisoti.pdf>

最終閲覧日 2013 年 9 月 20 日。

(2013) 「2011 年度行政監査『身近な公園の管理について』に係る市長等が講じた措置」

<http://www.city.kawasaki.jp/920/cmsfiles/contents/0000019/19097/23gyouseisoti.pdf>

最終閲覧日 2013 年 9 月 20 日。

川崎市市民オンブズマン(2011) 「川崎市市民オンブズマン 20 年のあゆみ」。

(2013) 「平成 24 年度報告書」。

総務省ほか(2011) 「全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会構成機関一覧」。

多摩市総合オンブズマン事務局編(2013) 「平成 24 年度年次報告書」。